チルドミートボールの日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表 ○チルドミートボールの日本農林規格(昭和62年9月5日農林水産省告示第1238号)

(下線部分は改正部分)

| 改正後               | 改正前                         |
|-------------------|-----------------------------|
| 日本農林規格 JAS        | 日本農林規格 JAS                  |
| 1238 : <u>203</u> | <u>4</u> 1238 : <u>2019</u> |

# チルドミートボール Chilled meat ball

1 (略)

(略)

# 2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求 事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。 (略)

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

### 食肉

牛肉, 豚肉, 馬肉, めん羊肉又は家きん肉

3.2

#### 臓器及び可食部分

肝臓、腎臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層 3.3

## つなぎ

パン粉、小麦粉、粉末状植物性たん白等で、食肉をひき肉したもの等に加えるもの

3.4

#### 砂糖類

砂糖, 糖蜜及び糖類

3.5

#### ソース

動植物の抽出濃縮物、トマトペースト、果実ピューレー、食塩、砂糖類、香辛料等で調製した調味 液 (野菜等の固形分を含むものを含む。)

## チルドミートボール

次のいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるもの

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これ らの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。 (略)

チルドミートボール

Chilled meat ball

# 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

# 食肉

牛肉、豚肉、馬肉、めん羊肉又は家きん肉。

3.2

#### 臓器及び可食部分

肝臓、腎臓、心臓、肺臓、ひ臓、胃、腸、食道、脳、耳、鼻、皮、舌、尾、横隔膜、血液及び脂肪層。 3.3

## つなぎ

パン粉,小麦粉,粉末状植物性たん白等で,食肉(3.1)をひき肉したもの等に加えるもの。

## 砂糖類

砂糖,糖蜜及び<u>糖類。</u>

3.5

#### ソース

動植物の抽出濃縮物,トマトペースト,果実ピューレー,食塩,砂糖類(3.4),香辛料等で調製した 調味液 (野菜等の固形分を含むものを含む。)。

#### チルドミートボール

次のいずれかのものを包装したものであって、チルド温度帯において冷蔵してあるもの。

a) 食肉をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分をひき | a) 食肉(3.1) をひき肉したもの又はこれに牛、豚、馬、めん羊若しくは家きんの臓器及び可食部分

肉し<u>、若しくは</u>細切したもの<u>(その</u>使用量が食肉の使用量を超えないものに<u>限る。)</u>若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの,つなぎ、調味料、香辛料等を加え<u>、又は</u>加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し<u>、又は</u>蒸煮したもの<u>(食肉</u>の原材料及び添加物に占める重量の割合が 50 %を超え、かつ、植物性たん白の原材料及び添加物に占める重量の割合が 20 %以下であるものに<u>限る。)</u>

# b) a)にソースを加えたもの

## 4 品質

チルドミートボールの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 1-チルドミートボールの等級ごとの品質基準

|                                   | 表 Iーナルトミートホールの等級   | ことの印具を牛                                 |
|-----------------------------------|--|---|
| 区分                                | 基  | 準                                       |
| 四月                                | 上級   | 標準                                      |
| (略)                               | (略)  | (略)                                     |
| 原材料                               | 次のもの <u>以外のもの</u> を使用していない   | 次のもの以外のものを使用していない                       |
|                                   | <u>こと</u> 。  | <u>こと</u> 。                             |
|                                   | a)~i) (略)  | a) 食肉 上級の基準 <u>による</u> 。                |
|                                   |  | <b>b)</b> (略)                           |
|                                   |  | c) 食肉製品 上級の基準 <u>による</u> 。              |
|                                   |  | <b>d)</b> (略)                           |
|                                   |  | e) つなぎ 上級の基準 <u>による</u> 。               |
|                                   |  | f) 野菜等 上級の基準 <u>による</u> 。               |
|                                   |  | <b>g)</b> (略)                           |
|                                   |  | <b>h) 調味料</b> 上級の基準 <u>による</u> 。        |
|                                   |  | i) 乳製品 上級の基準 <u>による</u> 。               |
|                                   |  | <b>j)</b> (略)                           |
| 添加物                               | 次による。  |   |
|                                   | <b>a) · b)</b> (略)   |   |
|                                   | c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法に<br>よって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合<br>にあっては、この限りでない。 |   |
|                                   |  |   |
|                                   |  |   |
| 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する <u>方法</u> |  | - · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|                                   |  | 般消費者の目につきやすいものに表示す                      |
|                                   | る方法  | 4.1. (1995) 1.1.                        |
| 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示         |  | · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·   |
|                                   | ,  | 一般消費者からの求めに応じて当該一般                      |
| ((.)                              | 消費者に伝達する方法   | Lan                                     |
| (略)                               | (略)  | (略)                                     |
| 肉様の組織を有                           | (略)  | 原材料及び添加物に占める重量の割合                       |

(3.2) をひき肉し若しくは細切したもの [その使用量が食肉 (3.1) の使用量を超えないものに限る。] 若しくは肉様の組織を有する植物性たん白を加えたものに、玉ねぎその他の野菜をみじん切りしたもの、つなぎ (3.3)、調味料、香辛料等を加え又は加えないで練り合わせた後、球状等に成形し、食用油脂で揚げ、ばい焼し又は蒸煮したもの [食肉 (3.1) の原材料及び添加物に占める重量の割合が50%を超え、かつ、植物性たん白の原材料及び添加物に占める重量の割合が20%以下であるものに限る。]。

b) a)にソース (3.5) を加えたもの。

## 4 品質

チルドミートボールの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 1-チルドミートボールの等級ごとの品質基準

| 区分  | 基                                       | 準   |
|---|---|---|
| <b>卢</b> 万                                  | 上級                                      | 標準  |
| (略)   | (略)                                     | (略)   |
| 原材料   | 次のもの <u>のみ</u> を使用することができ               | 次のもの <u>のみ</u> を <u>使用することができ</u>   |
|   | <u>る</u> 。                              | <u>る</u> 。  |
|   | a)~i) (略)                               | <b>a) 食肉</b> 上級の基準 <u>と同じ</u> 。   |
|   |   | <b>b)</b> (略)   |
|   |   | c) 食肉製品 上級の基準 <u>と同じ</u> 。  |
|   |   | <b>d)</b> (略)   |
|   |   | e) <b>つなぎ</b> 上級の基準 <u>と同じ</u> 。  |
|   |   | f) 野菜等 上級の基準 <u>と同じ</u> 。   |
|   |   | <b>g)</b> (略)   |
|   |   | h) 調味料 上級の基準 <u>と同じ</u> 。   |
|   |   | i) 乳製品 上級の基準 <u>と同じ</u> 。   |
| Mr. day dd.                                 | of hold of the last                     | <b>j</b> ) (略)  |
| 添加物   | <u>添加物は、</u> 次による。                      |   |
|   | <b>a)・b)</b> (略)                        | が、一般消費者に次のいずれかの方法に  |
|   | , , ,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | ただし、業務用の製品に使用する場合に  |
|   | あっては、この限りでない。                           | こだし、未物用の表面に使用する物目に  |
| のつくは、この限りでない。<br>1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。 |   | 見覧に仕する方法  |
|   | ,                                       | 受消費者の目につきやすいものに表示す  |
|   | る方法。                                    | XIII Y CONTRACTOR OF THE STATE |
|   | 3) 店舗内の一般消費者の目につき <sup>3</sup>          | 9すい場所に表示する方法。   |
|   | -, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,, | 一般消費者からの求めに応じて当該一般  |
|   | 消費者に伝達する方法。                             |   |
| (略)   | (略)                                     | (略)   |
| 肉様の組織を有                                     | (略)                                     | 原材料及び添加物に占める重量の割合   |

| ĺ | する植物性たん | が 20 %以下 <u>であること</u> 。                |  |
|---|---------|--|--|
|   | 白       |  |  |
|   | つなぎ(卵を除 | 原材料及び添加物に占める重量の割合が15%以下であること。          |  |
|   | < 。)    |  |  |
|   | 粗脂肪     | 5.2 によって試験したとき、製品(ソースを加えたものにあっては、ソースを除 |  |
|   |         | く。) に占める重量の割合が 25 %以下 <u>であること</u> 。   |  |
|   | (略)     | (略)                                    |  |

## 5 試験方法

## 5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの
- **b) 定温乾燥器** 100 ℃に設定した場合の温度調節精度が±2 ℃の<u>もの</u>
- c) デシケーター JIS R 3503 に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの

W2: 抽出後の抽出用フラスコの質量 (g)

d) ソックスレー抽出器 JIS R 3503 に規定するもの又は同等以上の<u>もの</u>

# 5.2 粗脂肪

**5.2.1 · 5.2.2** (略)

# 5.2.3 計算

粗脂肪含量は、次の式によって求める。

$$F = \frac{W_2 - W_1}{W_0} \times 100$$
 $C = C$ 
 $E = \frac{W_2 - W_1}{W_0} \times 100$ 
 $E = \frac{W_1 + W_1}{W_0} \times 100$ 
 $E = \frac{W_2 - W_1}{W_0} \times 100$ 
 $E = \frac{W_1 + W_1}{W_0} \times 100$ 
 $E = \frac{W_2 - W_1}{W_0} \times 100$ 
 $E = \frac{W_1 + W_1}{W_0} \times 100$ 

| する植物性たん                                  | が 20 %以下。                |  |
|--|--------------------------|--|
| 白  |                          |  |
| つなぎ(卵を除                                  | 原材料及び添加物に占める重量の割合が15%以下。 |  |
| <。)                                      | (°)                      |  |
| 粗脂肪 5.2 によって試験したとき、製品(ソースを加えたものにあっては、ソース |                          |  |
|  | く。)に占める重量の割合が25%以下。      |  |
| (略)                                      | (略)                      |  |

# 5 試験方法

## 5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- **b) 定温乾燥器** 100 ℃に設定した場合の温度調節精度が ±2 ℃のもの。
- c) デシケーター JIS R 3503 に規定するもので、乾燥剤としてシリカゲルを入れたもの。
- d) ソックスレー抽出器 JIS R 3503 に規定するもの又は同等以上のもの。
- 5.2 粗脂肪

**5.2.1 · 5.2.2** (略)

# 5.2.3 計算

粗脂肪含量は、次の式によって求める。

粗脂肪 (%) = 
$$\frac{W_2 - W_l}{W_0} \times 100$$

W<sub>0</sub>: 試料の質量 (g)

 $W_1$ : 抽出前の抽出用フラスコの質量 (g)  $W_2$ : 抽出後の抽出用フラスコの質量 (g)